

生活保護事務に関する規制緩和
(生活保護受給世帯に対する代理納付事由の対象拡大)

確認事項

1 電気・ガス・水道について代理納付できなかったために被保護者が不利益を蒙った事案として、どのような事例があるか。それは何件か。

- ・被保護者で最低限度の生活が保障されているにもかかわらず、ライフラインの供給停止が起こってしまう。
- ・ケースワーカーがライフライン事業所との調整を実施することとなり、ケースワーカーの事務量が増える。
- ・件数については、年間で数件である。

2 被保護世帯とそれ以外の世帯の、電気・ガス・水道料金の滞納件数の比較。

- ・数字を出していない。

3 費目ごとの代理納付実施件数と生活保護の受給者に占める割合

・65歳人員	792人	介護保険料加算対象者	511人
代理納付可能者	480人	代理納付不可能者	31人
介護保険料滞納者	30人		
・公営住宅入居者	352世帯	代理納付可能世帯	241世帯
代理納付不可能世帯	111世帯	滞納世帯	38世帯

4 電気・ガス・水道の滞納状況はどのように把握するのか。

- ・ケースワーカーの定期的な家庭訪問による把握
- ・被保護者からの申出
- ・ライフライン事業所からの申出

5 電気・ガス・水道の使用状況によっては、保護金品から代理納付することにより保護金品が著しく減少し、生活費が不足する事態も懸念されるが、このような懸念をどのように解消するのか。

- ・被保護者の最低生活費は決まっているため、その金品を考え、ライフラインの使用をしている。上記のような懸念はないと考える。

平成27年7月13日
京 都 市

生活保護事務に関する規制緩和について

1 提案事項

生活保護適正化に係る実施機関の調査権限の強化

2 求める措置の具体的内容

実施機関が生活保護運営上必要な調査を実施するに当たって、現行法上は回答義務が官公庁に限定されているが、不正受給事案の早期発見や生活保護制度のより適正な運営を可能とするためには民間事業者の協力が必要不可欠であるため、金融機関や就労先等の民間事業者に対しても回答義務の拡大を求めるもの。

3 制度改正の必要性及び具体的な支障事例

(1) 制度改正の必要性

生活保護費は自治体財政の中で大きな割合を占めており、税金の使途の適正化の観点からも更なる取組が求められているところである。生活保護の不正受給の防止の徹底及び生活保護業務の適正な運営を確保するためには、受給者の収入状況等を可能な限り正確に把握する必要がある。

しかしながら、現行法上は税及び所得等の官公庁へ調査を行う事項については、その回答が義務付けられているため、確実に回答を得ることができるが、金融機関や被保護者の就労先等の民間事業者が保有する情報については、調査に対する回答が義務付けられていないため、被保護者に関する情報を把握することが困難な場合があり、不正受給に繋がる等生活保護業務の適正な運営において支障が生じている。

(2) 具体的な支障事例

別紙参照

4 制度改正による効果

民間事業者に対して、生活保護法に基づく調査への回答を義務付けることにより、被保護者の生活状況や収入状況を正確に把握できるようになり、不正受給の防止及び発生後の迅速な対応、正確な保護費算定が可能となり、生活保護業務の適正化につながる。

被保護者の就労先等から回答が得られず適正な事務の執行に支障が生じた事例

<事例 ①>

平成 26 年度の課税調査において、就労収入の未申告が判明したため就労先に対し、生活保護法第 29 条に基づき不正就労期間における賃金台帳の提出を求めた。

しかし、回答が得られず、その後、約半年にわたり依頼文書の再送付や架電等により回答を促したが、なお回答が得られなかったため、被保護者の通帳に入金されている金額について返還を求めざるを得ず、生活保護事務の適正な執行に支障が生じた。

<事例 ②>

平成 25 年度に被保護者からの通帳の提示により、就労収入の未申告が判明したため、就労先に対し、生活保護法第 29 条に基づき不正就労期間における賃金台帳の提出を求めた。

しかし、回答が得られず、その後、2 回依頼文書の再送付を実施するなど督促を行ったところ、最初に照会を行ってから 11 箇月後ようやく回答を得たが、「面接には来たが、給与を支払った実績はない。」との内容であった。

福祉事務所としては、就労先から上記回答はあったものの、当該被保護者自身が就労の事実を認めていることや通帳に振込の事実もあることから、通帳に記載されている金額について返還を求めることとしたが、就労先から必要な回答が得られず、生活保護事務の適正な執行に支障が生じた。

<事例 ③>

平成 25 年度に被保護者からの通帳の提示により、就労収入の未申告が判明したため、就労先である飲食店に生活保護法第 29 条に基づき、不正就労期間における賃金台帳の提出を求めたところ、回答がなかった。

福祉事務所から再三にわたり、架電にて督促を行ったものの、回答が得られなかったため、通帳に入金されている金額を基に返還を求めざるを得ず、生活保護事務の適正な執行に支障が生じた。

<事例 ④>

平成 26 年度の課税調査において、申告額との不一致が判明したため、就労先である生命保険会社に生活保護法第 29 条に基づき、賃金台帳の提出を求めたところ、「退職しているため、回答できない」との返答であった。

就労先から必要な回答が得られなかったため、通帳に入金されている金額を元に不一致額を確定せざるを得ず、生活保護事務の適正な執行に支障が生じた。

地方分権改革に関する提案募集事項

「生活保護法に基づく費用返還請求権及び費用徴収権の破産法上における非免責債権化等」

1 訴訟事案の概要

生活保護受給開始後に自己破産した被保護者に対して行った、生活保護法第63条による費用返還に対し、破産管財人からの任意の返還請求に応じなかったことについて、その支払いを求める訴訟が提訴された。

2 判決概要

- 一審千葉地裁 (H25.11.27 判決) 本市敗訴
- ① 破産者の支払不能、被告の悪意について
 - ・ 市は本件弁済の当時、破産者が支払不能であった事実を知っていたものに当る
 - ② 有害性について
 - ・ 本件弁済によって破産者の財産が減少したことは明らか
 - ・ 本件弁済に係る金銭を破産財団から除外すべき実質的な合理性も認め難い
 - ・ 破産者が支払不能の状態であった本件弁済は、有害性の要件に欠けるところはない
 - ③ 不当性について
 - ・ 本件弁済は、破産者の責任財産を減少させ、専ら市の権利のみを満足させるものであって、破産者や一般債権者に何らの利益も及ぼすところがない
 - ・ 生活保護の補足性、その例外としてされる保護の特殊性、その場合の費用返還義務等について、生活保護法に基づく費用返還義務の履行を受ける場合に、一般債権者の権利行使とは異なる特別の取扱いを認めることは、あながち合理性を欠くものではなく、少なくとも立法論として検討する余地はある
 - ・ しかし、現行の破産法では、生活保護法に基づく費用返還義務の履行について、特別の取扱いとする明文規定を設けていないため、解釈論としては採用し難い
- 二審東京高裁 (H26.6.18 判決) 本市敗訴 (判決確定)
- ・ 原判決を支持

3 厚生労働省の考え

破産者に対する法63条等の返還金債権は、免責許可の決定の効力は及ばないと考える(理由)
法63条等の返還金は、国民に代わって国及び自治体が債権の請求を具体化したものであり、安易に免責許可の対象債権とされるべきものではない。
否認請求事件における判例は、勝訴、敗訴の双方があり、個別事例については、司法判断に委ねるべき。したがって、破産管財人からの任意の請求に応じることは適当ではない。
【出典：全国社会福祉協議会発行「生活と福祉 第624号(2008年3月)『相談室』】

4 判決後の行動

平成26年8月29日
大都市生活保護主管課長会議(東京都及び政令市20市で構成)として、厚生労働省に対し、「破産者に対する生活保護法上の費用返還等に係る法整備等」について、要望活動を行った。

地方分権改革に関する提案募集事項

「生活保護法に基づく費用返還請求権及び費用徴収権の破産法上における非免責債権化等」

1 事案の概要

生活保護受給開始後に自己破産した被保護者に対して行った、生活保護法第 63 条による費用返還に対し、破産管財人からの任意の返還請求に応じなかったことについて、その支払いを求める訴訟が提訴された。

2 費用返還に至る経緯

(1) 保護申請（開始）日 H23. 10. 21

（申請理由）自営業の営業不振、世帯主の傷病

（世帯構成）世帯主、妻の 2 人世帯

(2) 法 63 条返還金の概要 計 3 件 返還額計 1, 615, 956 円

①軽自動車売却収入 返還決定日 H23. 12. 7 返還日 H23. 12. 30 返還額 163, 000 円

②工場の動産等の売却収入及び入院時の県民共済一時金
返還決定日 H24. 2. 15 返還日 H24. 3. 8 返還額 1, 377, 656 円

③県民共済解約返戻金 返還決定日 H24. 3. 23 返還日 H24. 4. 18 返還額 75, 300 円

3 破産手続きの状況

破産申し立て日 H24. 8. 29 破産手続き開始決定日 H24. 11. 30

4 破産管財人との交渉状況

H25. 1. 4 破産管財人から「費用の返還」を求める通知が届く。

H25. 1. 7 以降、数回、破産管財人との間でやりとりを行う。

H25. 3. 7 破産管財人に対し「国の見解にしたがい、今後の司法判断に従う（返還請求には応じない）」旨回答し、破産管財人が了解した。

5 訴訟の提起

H25. 3. 28 破産管財人が訴訟を提起

6 過去の判例（名古屋市、川口市）

(1) 争いの概要 両市とも、破産者から法 63 条により生命保険解約返戻金を返還させた行為は「破産者が支払不能になった後に特定の債権者に対してした不公平な返済である」として、破産管財人が法 63 条返還金の否認（破産管財人に返還すること）を請求。

・名古屋市

破産裁判所では、破産管財人の否認請求申立が決定（認容）されたが、市が決定に対する異議を提訴した一審（地裁）、控訴審（高裁）ともに、市の主張が認められた。

・川口市（請求内容は名古屋市と同じ）

破産管財人が破産裁判所への否認請求申立を行わず、直接訴えを提起。一審（地裁）控訴審（高裁）ともに、破産管財人の主張が認められた。

(2) 名古屋市勝訴の主な要因 本件の争点は次の 4 点。

返還が①有害性を欠くものであるか、②不当性を欠くものであるか、③既存の債務（破産者が支払不能となる前から存在した債務）についてなされたものか、④原告が返還の当時、破産者の支払不能につき悪意（支払不能であることを知りながらした行為）であったか。

このうち、①・②については以下のとおりで、③・④については判断することなく勝訴となった。

①【有害性の有無：他債権者が平等に分配されるべき財産の減少】当該返還は、本来最低生活のために消費し、なくなるはずであったものを、先に保護費の支給を受けたことにより残存している財産を返還しているにすぎず、他債権者を害する有害性はない。

②【不当性の有無：市が優先弁済を受けること】当該返還を否認した場合、保護費が他債権者への配当の原資となり、保護制度の趣旨に反することは明らか。また、急迫した場合の保護を行わなければ、活用されるはずであった資産が、保護を行ったがために活用されなくなるということになり、極めて不合理なこととなるため、市が優先弁済を受けることに不当性はない。